

# 放送大学学園放送事故調査委員会規程

平成 15 年 10 月 1 日

放送大学学園規程第 38 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日、平成 21 年 3 月 30

日・9 月 15 日、平成 24 年 3 月 14 日、平

成 29 年 3 月 28 日、平成 31 年 3 月 25 日

## (目的)

第 1 条 放送大学学園に、放送事故の原因究明に関し必要な調査を行うとともに、その再発防止のための方策を検討するため、放送大学学園放送事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (定義)

第 2 条 この規程において「放送事故」とは、停波、映像断、音声断、映像不良、音声不良、異内容送出及び異種番組送出並びに字幕放送に係る中断、映像不良及び異内容送出のうち放送番組編成要領別表に定めたものをいう。

## (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 放送担当理事
- 二 学長が指名する副学長 1 名
- 三 事務局長
- 四 総務部長
- 五 財務部長
- 六 学務部長
- 七 情報部長
- 八 放送部長
- 九 制作部長
- 十 その他放送担当理事が必要と認める者 若干名

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (委員以外の出席)

第 5 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

## (調査等)

第 6 条 委員会は、放送事故が発生した場合には、関係者から事情聴取を行うなどにより、実情調査を行うとともに、再発防止のための方策を取りまとめる。ただし、B S 放送の降

雨減衰に起因するもの等原因及び結果が明確なものについては、この限りでない。

2 委員会は、前項の調査の結果等を、理事長に報告しなければならない。

(小委員会)

第7条 委員会に、必要な調査及び再発防止のための方策を検討させるため、小委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、放送部放送管理課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月15日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。